令和７年第１回
宮崎県東児湯消防組合議会定例会
会議録

宮崎県東児湯消防組合消防本部

目　次

会期及び審議日程　……　1
告示・応招議員・不応招議員　……　2
会議に付した事件・出席議員・欠席議員　……　2・3
説明員・総務課職員　……　3
開会　……　3
　会議録署名議員の指名について　……　4
　会期の決定について　……　4
　議案上程（議案第１号～議案第４号）……　4
　提案理由説明（議案第１号～議案第４号）……　4～6
　詳細説明　……　6～13
　質疑・討論・採決（議案第１号～議案第７号）……　13～16
閉会　……　17

会期及び審議日程

日　次	月　日	曜　日	摘　要
第１日	２月２７日	木曜日	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程（議案第１号～議案第４号） 提案理由説明 詳細説明 質疑・討論・採決 閉会

宮崎県東児湯消防組合告示第１号

令和７年第１回宮崎県東児湯消防組合議会定例会を次のとおり招集する。

令和７年２月１４日

宮崎県東児湯消防組合

管理者　黒　木　敏　之

１　期　日　令和７年２月２７日（木）午後１時３０分

２　場　所　宮崎県東児湯消防組合消防本部

○応招議員（８名）

１番　古川　誠	２番　日髙　正則
３番　阿萬　誠郎	５番　揖斐　兼久
６番　甲斐　政治	７番　中竹　義一
11番　三輪　隆之	12番　勝目　文明

○不応招議員（なし）

○会議に付した事件

令和７年２月２７日　午後１時３０分　開会

日程第１　会議録署名議員の指名について

日程第２　会期の決定について

日程第３　議案第１号　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

日程第４　議案第２号　宮崎県東児湯消防組合管理者等の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第５　議案第３号　令和６年度宮崎県東児湯消防組合一般会計補正予算（第３号）

日程第６　議案第４号　令和７年度宮崎県東児湯消防組合一般会計予算

○出席議員（８名）

１番　古川　誠	２番　日髙　正則
３番　阿萬　誠郎	５番　揖斐　兼久
６番　甲斐　政治	７番　中竹　義一
11番　三輪　隆之	12番　勝目　文明

○欠席議員（なし）

○地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

管理者 …… 黒木　敏之	副管理者 …… 小山　圭一
副管理者 …… 宮崎　吉敏	副管理者 …… 坂田　広亮
消防長 …… 瀬川　幸一郎	消防次長 …… 河野　辰己
総務課長 …… 河野　哲	予防課長 …… 清水　剛

○総務課出席職員職氏名

総務課長補佐 ……　田牧　利文
総務課庶務係長 ……　日高　遼太

開会　午後１時３０分

議長　阿萬　誠郎

ただいまの出席議員は８名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和７年第１回宮崎県東児湯消防組合議会定例会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

議長　阿萬　誠郎

議事日程について、おはかりいたします。

本件につきましては、別紙がお手元に配布してあります。

この順序によって審議することに、ご異議ありませんか。

〈異議なしの声〉

議長　阿萬　誠郎

異議なしと認めます。

よって議事日程は、そのように決定いたしました。

議長　阿萬　誠郎

日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第１１２条の規定により、議長において６番 甲斐　政治 議員及び７番 中竹　義一 議員を指名いたします。

議長　阿萬　誠郎

日程第２　会期の決定について を議題といたします。おはかりします。

本定例会の会期は、本日１日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〈異議なしの声〉

議長　阿萬　誠郎

異議なしと認めます。

よって本定例会の会期は、本日１日間と決定いたしました。

議長　阿萬　誠郎

日程第３　議案第１号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について」

日程第４　議案第２号「宮崎県東児湯消防組合管理者等の給与に関する条例の一部を改正する条例について」

日程第５　議案第３号「令和６年度宮崎県東児湯消防組合一般会計補正予算（第３号）」

日程第６　議案第４号「令和７年度宮崎県東児湯消防組合一般会計予算」

の４議案を一括して議題といたします。

管理者に提案理由の説明を求めます。

管理者　黒木　敏之

議長　管理者

議長　阿萬　誠郎

管理者

管理者　黒木　敏之

本日は、令和７年第１回宮崎県東児湯消防組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、公私とも大変お忙しい中、ご出席をいただきご審議賜りますことを、厚くお礼申し上げます。

それでは、ただ今上程いただきました議案第１号から議案第４号の４議案につきまして、一

括して提案理由をご説明申し上げます。

まず、議案第１号は「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について」であります。

本案は、刑法等の一部を改正する法律の施行により、令和７年６月１日に、懲役及び禁錮が廃止され、これに代えて拘禁刑が創設されることから関係する条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第２号は「宮崎県東児湯消防組合管理者等の給与に関する条例の一部を改正する条例について」であります。

本案は、国の人事院勧告及び構成町に準じ、期末手当の支給月数を引き上げる内容として、条例を改正しようとするものであります。

次に、議案第３号「令和６年度宮崎県東児湯消防組合一般会計補正予算（第３号)」についてであります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ９０万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１１億3，６５０万５千円にするものであります。

補正内容をご説明いたしますと、歳入につきましては、「繰入金」、「組合債」を減額し、「分担金及び負担金」を増額しようとするものであります。

また、歳出につきましては、災害出動の増加に伴う「特殊勤務手当」、「時間外勤務手当」を増額しようとするものであります。

次に、議案第４号「令和７年度宮崎県東児湯消防組合一般会計予算」についてであります。

当消防組合におきましては、多様な消防行政の需要に対しまして的確に対応していくことが求められていることから、国の方針に則り、消防防災体制の強化充実を図るため、国、県及び構成各町の動向を十分に留意しつつ、限られた財源を効果的に運用するため、経費節減にも配慮しながら、必要最小限の経費を盛り込んで、新年度一般会計予算の編成を行ったところであります。

その結果、令和７年度の歳入歳出予算の総額は、１２億８，１４９万９千円となり、前年度当初予算に対して、１億1，５５０万３千円の増で、前年比９．９１％の増となっております。

歳入の主なものは、歳入総額の８１．７８％を占める構成町からの負担金であります。

令和６年度及び令和５年度の人事院勧告により、大きな給与改定がなされたこともあり、前年度当初予算に対して４．３４％増の１０億４，８０５万３千円を計上いたしまいた。

また、歳出の主なものは、予算総額の６７．２９％を占める人件費でありまして、前年度当初予算に対しまして6.７１％増の、８億６，２２６万１千円を計上いたしました。

なお、消防組合の歳出予算は殆どが経常的経費となっておりますが、臨時的経費の主なもの

として、消防本部庁舎省エネ改修事業、車両運用端末装置更新事業及び高規格救急自動車整備事業を盛り込んだところでございます。

詳細につきましては、消防長に説明させますので、よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げまして提案理由の説明といたします。

議長　阿萬　誠郎

続いて、消防長の詳細説明を求めます。

消防長　瀬川　幸一郎

議長　消防長

議長　阿萬　誠郎

消防長

消防長　瀬川　幸一郎

それでは、議案第１号から議案第４号につきまして、ご説明をさせていただきます。

まず、議案第１号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について」ご説明いたします。

「懲役」及び「禁錮」を廃止して「拘禁刑」を創設する「刑法等の一部を改正する法律」の施行にあわせ、関係する条例を整理しようとするものです。

議案書とは別にお配りしております、改正条例の新旧対象表で、改正内容をご説明いたします。

この表は左側が改正後、右側が改正前でございまして、条文の改正箇所はアンダーラインで示しております。

新旧対照表につきましては、他の議案においても、同様でございますのでよろしくお願いいたします。

当組合では、今回の改正の対象となる条例が３本ございます。

１頁目の第１条関係が、「宮崎県東児湯消防組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例」でございます。

続いて２頁目の第２条関係が「宮崎県東児湯消防組合一般職の職員の給与に関する条例」でございます。

最後に４頁目の第３条関係が「宮崎県東児湯消防組合議会の個人情報の保護に関する条例」でございます。

それぞれにおいて、「懲役」及び「禁錮」について「拘禁刑」に改めようとするものでございます。

この条例につきましては、令和７年６月１日から施行するものでございます。

以上で、議案第１号の詳細説明を終わらせていただきます。

次に、議案第２号「宮崎県東児湯消防組合管理者等の給与に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明いたします。

今回の改正は、人事院勧告に基づき国及び構成町に準じて、管理者等の期末手当の支給月数の改正をしようとするものでございます。

それでは、議案書とは別にお配りしております、改正条例の新旧対象表で、ご説明いたします。

始めに、第１条関係につきましてご説明いたします。

まず、第３条第１項でございますが、管理者等の期末手当の支給割合を、１００分の１７０から１００分の１７５に引き上げようとするものでございます。

この規定につきましては、令和６年１２月１日に遡って適用するものでございます。

次に、第２条関係につきましては、期末手当の支給割合を令和７年度以降、均衡とするために改正しようとするもので、１００分の１７５から１００分の１７２．５に引き下げるものでございます。

この規定につきましては、令和７年４月１日から施行するものでございます。

以上で、議案第２号「宮崎県東児湯消防組合管理者等の給与に関する条例の一部を改正する条例について」の詳細説明を終わらせていただきます。

次に、議案第３号「令和６年度宮崎県東児湯消防組合一般会計補正予算（第３号)」につきまして、ご説明いたします。

予算書とは別に横長のＡ３用紙で「令和６年度補正予算(第３号)　編成資料」をお手元に配布しておりますので、こちらでご説明をさせていただきます。併せてＡ４用紙縦長の令和６年度補正予算(第３号)説明資料もご覧ください。

補正予算書の後に添付しておりますので、お開き下さい。

この編成資料は、左側の表が「歳入」、右側の表が「歳出」となっております。

まず、最初に左側の「歳入」についてでございますが、表の構成は、一番左側の列が歳入科目の「区分」、次に「補正前の額」、「補正額」、「計」、その次が「備考」となっております。

なお、最後に「補正予算書の頁数」を記載しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

それでは、まず、表の一番下の「歳入合計」でございますが、「補正前の額」１１億３，５６０万５千円から９０万円増額いたしまして、予算総額を１１億３，６５０万５千円とするものでございます。

次にその内訳を変更となるものについて、ご説明いたします。

まず、「１の分担金及び負担金」でございますが、高速道路の救急業務に係る特別交付税額の確定に伴い１２０万円増額いたしまして、また、児童手当制度改正に伴う、当組合の人事給与システムの改修費４４万円が高鍋町に助成金として交付されましたので、負担金に含めまして、合計１６４万円を増額しようとするものでございます。

次に「７の繰入金」でございますが、歳入、歳出の差異を財政調整基金からの繰入金で調整しようとするもので、２４万円を減額しようとするものでございます。

次に「１０の組合債」でございますが、入札後の契約安価により消防本部庁舎省エネ改修実施設計委託事業債を、５０万円減額しようとするものでございます。

歳入については以上となります。

続いて右側の表の「歳出」についてご説明いたします。

表の構成は、先ほどの「歳入」の表とほぼ同様でございます。

表の一番下の欄「歳出合計」でございますが、歳入と同様、「補正前の額」１１億３，５６０万５千円から９０万円増額いたしまして、予算総額を１１億３，６５０万５千円とするものでございます。

その内訳を変更となるものについてご説明します。

「３の消防費」でございますが、「①の常備消防費」の「３職員手当等」について、昨年の災害出動件数が救急出動を中心に大幅に増加したことから、特殊勤務手当のうち、出動手当を４０万円増額し、また、時間外勤務手当についても５０万円増額いたしまして、併せて９０万円増額しようとするものでございます。

以上で、議案第３号の詳細説明を終わらせていただきます。

次に、議案第４号の「令和７年度宮崎県東児湯消防組合一般会計予算」についてご説明いたします。

はじめに、予算書とは別にＡ３の横長の用紙で「令和７年度予算編成資料」をお手元に配布しておりますので、まず、こちらでご説明いたします。

予算書の後に添付しておりますので、お開き下さい。

また、お手元に補足資料といたしまして、「議案第４号資料①令和７年度宮崎県東児湯消防組合一般会計予算説明資料」、「議案第４号資料②令和７年度宮崎県東児湯消防組合一般会計予算事業一覧」、及び「資料③性質別歳出内訳」、そして、「令和６年中の火災・救急・救助統計」をお配りいたしておりますので、ご参考にしていただきますよう、よろしくお願いいたします。

この資料は、左側の表が「歳入」、右側の表が「歳出」となっております。

まず、最初に左側の「歳入」についてでございますが、表の構成は、一番左側の列が歳入科

目の「区分」、次が「当初予算額」、その右が「対前年度当初増減額」、そして「増減率」、その右が「構成比」となっておりまして、一番右端に「前年度の当初予算額」を記載しております。

それでは、表の一番下の欄の「歳入合計」でございますが、令和７年度の当初予算額を１２億８，１４９万９千円といたしました。これは、前年度の当初予算額より１億１，５５０万３千円の増額でございまして、対前年度当初比で９．９１％の増となっております。

次に、各歳入科目について、ご説明いたします。まず、表の一番上の「１の分担金及び負担金」でございますが、構成各町からの負担金を１０億４，８０５万３千円計上いたしました。

この中には高速自動車国道における救急業務に係る特別交付税の額を含めております。

前年度と比較しますと当初予算額より４，３５６万円、４．３４％の増となっております。

これは、事前にご説明させていただいたところでございますが、令和５年度及び令和６年度の給与勧告のベースアップの水準が非常に大きいものがございまして、新年度には財政調整基金が枯渇する見通しとなったことから、負担金の固定額を５，０００万円増額とさせていただこうとするものでございます。

一方で、緊急防災減災事業債活用の地方交付税算入分及び防衛省に係る特別交付税分が減額となっているところでございます。

また、構成比の欄の括弧書きの中には、各町の負担割合を記載しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

次に「２の使用料及び手数料」でございますが、前年の実績から１７万１千円減額し、１０４万５千円を計上しました。

次の「３の国庫支出金」でございますが、国庫負担金及び国庫補助金の科目設定の２千円を計上しており、前年度と比較しますと２，４６８万７千円、９９．９９％の減となっております。

これは、今年度計上しておりました小型動力ポンプ付水槽車整備事業に係る防衛省補助金（防衛施設周辺民生安定施設整備事業）の減によるものでございます。

続いて、「４の県支出金」でございますが、前年度より１３万４千円、１８．４１％増の８６万２千円を計上いたしました。これは、防火服、防火長靴の整備に伴う県の補助金でございます。

次の「５の財産収入」でございますが、前年度より２６万２千円、４千３６６．６７％増の２６万８千円を計上いたしました。これは、車両の更新に伴う、小型動力ポンプ付水槽車の売却（２６万４千円）によるものでございます。

次に「６の寄附金」でございますが、一般寄附金及び消防費寄附金各１千円の２千円を計上しました。

次に「７の繰入金」でございますが、財政調整基金からの繰入金を前年度より６３５万６千円、２０．９７％減の２，３９５万５千円を計上いたしました。

次の「８の繰越金」でございますが、令和６年度一般会計から令和７年度一般会計への繰越金５００万円を計上いたしました。

続いて、「９の諸収入」でございますが、１，３３１万２千円を計上いたしました。主な内訳は、高速自動車国道における救急業務実施に対し、西日本高速道路株式会社から支払われる支弁金、及び宮崎県防災救急航空隊に派遣している職員の人件費に対し、当該の運営連絡協議会から当消防組合へ支払われる還付金でございます。今回、支弁金及び還付金の増額が見込まれますので、昨年度より２６万１千円、２％の増としております。

最後に、「１０の組合債」でございますが、１億８，９００万円を計上いたしました。５つの起債を予定しておりまして、内訳につきましては、後程、予算書の方でご説明をさせていただきます。

続きまして、資料の右側の「歳出」についてでございますが、表の構成は、先ほどの「歳入」と、ほぼ同様でございます。

なお、この表は「歳出」を性質別に区分して計上いたしておりますが、目的別歳出の詳細につきましては、後ほど予算書の方でご説明いたします。

それでは最初に、表の一番下の「歳出合計」でございますが、歳入と同じく当初予算額を１２億８，１４９万９千円といたしました。

前年度の当初予算額より１億１，５５０万３千円の増でございます。

それでは、性質別の内訳につきまして、表の上の方からご説明いたします。

まず、「１の人件費」でございますが、８億６，２２６万１千円を計上いたしました。これは、前年度と比較しますと５，４２２万１千円、６．７１％の増となっておりますが、この主な理由は、給与改定及び児童手当の法改正並びに定期昇給等により給与、共済費が増額となったものでございます。

なお、今回、新規採用職員を３名予定しております。一方、退職者にあっては、途中退職者を含めて２名の見込みでございます。

次に、「２の物件費」でございますが、１億３６８万８千円を計上いたしました。前年度と比較しますと９５８万２千円、１０．１８％の増となります。

内訳としましては、増額分として消防本部庁舎省エネ改修工事に伴う管理業務、消防車両点検整備及び消防本部庁舎畳交換、他、物価や燃料単価の高騰、電気料金の値上げなどによるものがございます。減額分として、研修の減少等による旅費の減額がございます。

次に、「３の維持補修費」でございますが、７，４６６万９千円を計上いたしました。前年

度と比較しますと１，０３７万２千円、１６．１３％の増となります。増額分としては、車両運用端末装置更新事業及び消防本部庁舎多目的ホールLED改修によるものがございまして、減額分として、今年度、事業工程を変更しました消防本部庁舎省エネ改修事業によるものがございます。

次に、「４の扶助費」でございますが、科目設定の１千円でございます。

次に、「５の補助費等」でございますが、６４６万８千円を計上いたしました。前年度と比較すると１６万７千円、２．５２％の減となっております。

主な理由ですが増額分は、車検更新台数の増加により自動車重量税等の増によるものがございまして、減額分としましては、県外での研修に係る負担金等の減がございます。

続いて、「６の公債費」でございますが、８，０８６万３千円を計上いたしました。前年度と比較すると４，６６７万５千円、３６．６％の減となっております。その主な内訳としましては、平成２６年度の事業でございましたデジタル無線工事や消防自動車整備、及び川南、都農分遣所外構工事に係る組合債の償還終了等によるものでございます。

次に、「７の積立金」でございますが科目設定のため１千円としております。

次に、「８の普通建設事業費」でございますが、１億５，２５４万８千円を計上いたしました。前年度と比較しますと８，８１７万円、１３６．９６％の増となっております。内訳についてでございますが、増額分として消防本部庁舎省エネ改修工事費によるものでございまして、減額分として、今年度の小型動力ポンプ付水槽車整備事業によるものがございます。

最後の「９の予備費」につきましては、前年度と同額の１００万円を計上いたしました。

以上で、「予算編成資料」での説明を終わらせていただきます。

続きまして、お手元の「令和７年度宮崎県東児湯消防組合一般会計予算書」でご説明いたします。

それでは、まず、地方債の詳細について、ご説明をさせていただきたいと思いますので、４頁をお開きください。

起債の目的及び限度額でございますが、消防本部庁舎省エネ改修事業が１億４９０万円、車両運用端末装置更新事業が４，８４０万円、高規格救急自動車整備事業が３，２００万円、高度救命処置訓練用人形購入事業が２５０万円、半自動除細動器（AED）購入事業が１２０万円でございまして、総額１億８，９００万円の地方債を予定しているところでございます。

続きまして、「歳入歳出予算事項別明細書」で、ご説明申し上げたいと思いますので、５頁をお開きいただきたいと思います。

こちらは、「歳入」の「総括表」でございますが、「歳入」につきましては、先ほどの予算編成資料での説明と重複いたしますので、割愛いたしまして、次の頁、６頁の「歳出」の方をご説

明いたします。

当消防組合は、歳出の款を五つ設けておりまして、新年度予算額を「議会費」８７万４千円、「総務費」７，２９１万円、「消防費」１１億２，５８５万２千円、「公債費」８，０８６万３千円、「予備費」１００万円の歳出合計１２億８，１４９万９千円といたしました。

なお、前年度との「比較」及び「財源の内訳」につきましては、右の方に記載しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

それでは、続きまして、「歳出予算」を科目別に、前年度と比較して増減の大きい、主なものをご説明申し上げます。

２２頁をお開き下さい。

「総務費」をご説明いたします。

まず、目の欄の「一般管理費」でございますが、前年度と比較いたしまして、２２４万４千円増の７，２６９万１千円を計上いたしております。

これは、主に、管理者、会計年度任用職員の給与改定によるものでございまして、２２頁の節の欄の「１の報酬」「３の職員手当等」などが増額となっております。

続きまして、２８頁以降の「消防費」に移りたいと思います。

まず、目の欄の「常備消防費」でございますが、新年度は、８億８，９４８万５千円を計上いたしました。

これは、前年度と比較いたしまして、５，９８３万６千円の増となっております。

主なものについて、ご説明をいたします。

まず、節の欄の一番上の「２の給料」でございますが、これは一般職員の給料でございます。給与改定及び定期昇給等により１，９０８万円の増となっております。

次に、その下の「３の職員手当等」でございますが、給与改定及び児童手当の法改正並びに時間単価の増の影響等により、２，５７６万６千円の増となっております。

次に、２９頁の一番上の「４の共済費」でございますが、給与改定及び共済負担金財源率の改定に伴い、７８６万円の増となっております。

次に、「１０の需用費」でございますが、被服等の物価および燃料単価の増加、さらに電気料金の値上がり等により、３１７万２千円の増となっております。

次に、３２頁をお開きください。

中段の「１７の備品購入費」でございますが、昨年度比５００万５千円の増となっております。主な内訳としましては、高度救命処置訓練用人形、半自動除細動器、消防ホース、熱画像直視装置がございます。

以上が常備消防費でございますが、職員の給与につきましては、この予算書の末尾に添付い

たしております給与費明細書に詳しく記載しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

続いて、３４頁をお開きいただきたいと思います。

ここからは、消防施設費でございまして、今年度は2億3，６３６万７千円を計上いたしました。

これは、前年度と比較いたしまして、１億5万１千円の増となっております。

まず、「１０の需用費」でございますが、車両運用端末装置更新事業および消防本部庁舎多目的ホールＬＥＤ改修事業等により、１，１３６万2千円の増となっております。

次に、「１２の委託料」でございますが、消防本部庁舎省エネ改修工事に伴う管理業務委託等により、４３１万７千円の増となっております。

次に、「１４の工事請負費」でございますが、消防本部庁舎省エネ改修工事として、１億７５７万4千円を計上いたしました。

続いて、３５頁をお開きいただきたいと思います。

「１７の備品購入費」でございますが、高規格救急自動車整備事業として、４，１１７万４千円を計上いたしました。

以上で、「消防費」について、ご説明を終わらせていただきます。

続いて、３６頁の「公債費」でございますが、「元金」は7，６０２万円で、４，６０９万９千円の減となっております。

減額理由については、先程、編成資料でご説明させていただいた通りでございます。

次の利子につきましては４８４万3千円で、５７万6千円の減となっておりますが、これは、元金が減少したことに伴うものでございます。

次に、３７頁の「予備費」でございますが、前年度と同額の１００万円を計上いたしました。

以上で、議案第４号「令和７年度宮崎県東児湯消防組合一般会計予算案」の詳細説明を終わらせていただきます。

以上で、議案第１号から議案第４号の説明を終わらせていただきます。

議長　阿萬　誠郎

以上で説明が終わりました。

これより議案第１号から議案第４号について、質疑を行います。

まず、議案第１号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について」質疑はありませんか。

〈質疑なしの声〉

議長　阿萬　誠郎

質疑なしと認めます。

以上で本案に対する質疑は終わりました。

議長　阿萬　誠郎

次に、議案第２号「宮崎県東児湯消防組合管理者等の給与に関する条例の一部を改正する条例について」質疑はありませんか。

〈質疑なしの声〉

議長　阿萬　誠郎

質疑なしと認めます。

以上で本案に対する質疑は終わりました。

議長　阿萬　誠郎

次に、議案第３号「令和６年度宮崎県東児湯消防組合一般会計補正予算（第３号）」について質疑はありませんか。

副議長　甲斐　政治

議長　５番甲斐です。

議長　阿萬　誠郎

甲斐議員

副議長　甲斐　政治

質疑ではないんですが、補正予算の９０万円は時間外手当と出動手当となっていますが、救急出動の約３０％は軽傷ということになっているようです。ですので、各町それぞれで救急車の適正利用を呼び掛けていただいたらいかがでしょうか。

消防長　瀬川　幸一郎

議長　消防長

議長　阿萬　誠郎

消防長

消防長　瀬川　幸一郎

甲斐副議長、ご指摘ありがとうございます。おっしゃられるとおり、昨年の救急出動の約１，０００件は軽傷でございます。救急車の適正利用についてですが、救急車要請の判断に迷う場合、専門家からアドバイスを受ける事ができる電話相談である＃７１１９の導入が前向きに検討されております。そのシステムの広報も含め、適正利用の啓蒙に取り組んでまいりたいと思います。

議長　阿萬　誠郎

ほかに質疑はありませんか。

〈質疑なしの声〉

議長　阿萬　誠郎

質疑なしと認めます。

以上で本案に対する質疑は終わりました。

議長　阿萬　誠郎

次に、議案第４号「令和７年度宮崎県東児湯消防組合一般会計予算」について質疑はありませんか。

〈質疑なしの声〉

議長　阿萬　誠郎

質疑なしと認めます。

以上で本案に対する質疑は終わりました。

議長　阿萬　誠郎

これより議案第１号から議案第４号について、討論・採決を行います。討論・採決は、議案ごとに行います。

まず、議案第１号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について」本案に対する討論はありませんか。

〈なしの声〉

議長　阿萬　誠郎

討論がありませんので、採決いたします。

議案第１号に対して、賛成の皆さんの起立を求めます。

〈全員起立〉

議長　阿萬　誠郎

起立全員であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

議長　阿萬　誠郎

次に、議案第２号「宮崎県東児湯消防組合管理者等の給与に関する条例の一部を改正する条例について」本案に対する討論はありませんか。

〈なしの声〉

議長　阿萬　誠郎

討論がありませんので、採決いたします。

議案第２号に対して、賛成の皆さんの起立を求めます。

〈全員起立〉

議長　阿萬　誠郎

起立全員であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

議長　阿萬　誠郎

次に、議案第３号「令和６年度宮崎県東児湯消防組合一般会計補正予算（第３号）」について本案に対する討論はありませんか。

〈なしの声〉

議長　阿萬　誠郎

討論がありませんので、採決いたします。

議案第３号に対して、賛成の皆さんの起立を求めます。

〈全員起立〉

議長　阿萬　誠郎

起立全員であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

議長　阿萬　誠郎

次に、議案第４号「令和７年度宮崎県東児湯消防組合一般会計予算」について本案に対する討論はありませんか。

〈なしの声〉

議長　阿萬　誠郎

討論がありませんので、採決いたします。

議案第４号に対して、賛成の皆さんの起立を求めます。

〈全員起立〉

議長　阿萬　誠郎

起立全員であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

議長　阿萬　誠郎

以上を持ちまして、本日の全日程が終了しました。

これをもって、本日の第１回定例会を閉会いたします。

午後２時１５分　閉会
